



鳥取県公報

平成17年 6月24日(金)
号外第97号

毎週火・金曜日発行

目 次

訓 令 鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令(8)(総務課)..... 1

訓 令

鳥取県訓令第8号

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 6月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程(平成16年鳥取県訓令第13号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| (文書管理主任の審査) 第31条 第4条第3項第4号に規定する審査は、次に掲げる起案文書が決裁を受けた後に行うものとする。 (1)~(4) 略 (5) <u>前各号に掲げるもののほか、総務課長が別に定める事案に係る起案文書</u> 2 略 | (文書管理主任の審査) 第31条 第4条第3項第4号に規定する審査は、次に掲げる起案文書が決裁を受けた後に行うものとする。 (1)~(4) 略 2 略 |

附 則

この訓令は、平成17年 6月24日から施行する。

